

き命令はおそらく、片親をもつ子の場合一子につき60 フラン、まったくの孤児の場合一子につき 120 フランの手当額を定めることにな

るとみられる。

ISSA, *International Social Security Review.* No. 1, 1970.

(上村政彦 健保連)

## 西ドイツの社会法典作業



連邦労働大臣によって任命された社会法典専門家委員会は、約 1 年にわたる作業ののち、社会法典の総則部分についての要綱を決定した。すなわち、同委員会は、連邦政府との密接な協力のもとに、6 つの部会、とくに北ライン・ヴェストファーレン州社会裁判所長官 Peters 博士を長とする総則部会の数多くの会合での基礎的準備ののち、社会法典の総則部分について包括的な構想をまとめた。

社会法典専門委員会は、同委員会の以前の勧告にそって、その要綱のなかで、とくに社会保険の全法律、雇用促進法、教育促進法、児童手当法、社会扶助の法律、青少年扶助の法律および連邦援護法を社会法典のなかに入れるべきであるということについては反対し

ている。同委員会は、総則部分の内容と構成についてつぎのとおり提案している。

第 1 章「社会権」*Soziale Rechte* では社会保障の分野全般を規定すべきである。これによって立法と裁判で基本法の社会国家的約束条項が認めていたる刻印およびたとえばヨーロッパ社会憲章に表現されるような国際的法律発展につながるだろう。第 1 章「社会権」は、関連の法律形式を除き、具体的な個々の請求権ではなく、本質的には市民の社会法的地位を保証するとともに、行政、裁判、および立法者についても透明にすべきである。

第 2 章「指定規定」*Einweisungsvorschriften* は、社会法典の分野で与えられる給付請求権を有する市民およびそれに対する管轄事務所

を社会権の行使を容易にするために指定すべきである。なかんずく、管轄の給付実施者に情報提供および相談業務を行なうことを義務づけ、さらにすべての件について管轄する一般相談所を設けるべきである。

第 3 章「共通規定」では、社会法典のすべての対象分野に共通して適用される規定、たとえば給付権の原則や給付受給者の協力義務を規定すべきである。これによって社会法典の個々の対象分野は総則部分すでに相互に調和され、固く結びつけられるであろう。

社会法典専門家委員会が決定した要綱に基づいて、連邦労働社会省はもっか社会法典の総則部分についての法案を作成中であり、近くすべての関係者とその法案について協議する予定となっている。連邦政府は、今立法期に総則部分についての立法作業を行ない、広範な立法作業の最初の一区切りをつける意向のようである。

*Sozialgesetzbuch macht Fortschritte, Die Sozialversicherung*, Juli 1971, S. 196.

(石本忠義 健保連)